

よくあるご質問

Q1 自覚症状はありませんが、新型コロナウイルス「陽性」と判定されました。傷病手当金は申請できますか？

A1 自覚症状の有無を問わず、被保険者が新型コロナウイルス「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は、傷病手当金の申請ができます。（給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません）

Q2 被保険者本人に自覚症状はないが、濃厚接触者になった場合、傷病手当金は申請できますか？

A2 被保険者本人に自覚症状がなく、家族等が感染し濃厚接触者になった場合は、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金の対象とはなりません。

Q3 新型コロナウイルス感染症治癒後ですが、事業主から感染拡大防止のため自宅待機を命じられました。自宅待機の期間は傷病手当金の対象になりますか？

A3 被保険者の疾病による労務不能とは認められないため、傷病手当金の対象とはなりません。

Q4 医師の証明は必要ですか？

A4 申請期間（療養のため休んだ期間）の始期が令和5年5月8日以降の申請については、医師の意見書の添付が必要となります。